

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 障害支援区分の認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第21条第1項	申請のあった日から60日	福祉課	障害支援区分の認定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条第2項の規定により、鳥取中部ふるさと広域連合障害支援区分審査会が行う審査及び判定の結果に基づいて行う。鳥取中部ふるさと広域連合障害支援区分審査会の審査判定基準は、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条に定めるところによる。	(障害支援区分の認定) 第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。 2 略	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条第2項		
2 介護給付等の支給の決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第1項	申請のあった日から60日	福祉課	介護給付費及び訓練等給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条各号に定める事項及びサービス利用計画案を勘案して行う。	(支給要否決定等) 第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条		
3 障害福祉サービス等の支給決定の変更の決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第2項	申請のあった日から14日	福祉課	介護給付費及び訓練等給付費の支給決定の変更決定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条各号に定める事項及びサービス利用計画案を勘案して行う。	(支給決定の変更) 第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条		

5	障害支援区分の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第4項	申請のあった日から90日	福祉課	障害支援区分の変更認定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条第2項の規定により、鳥取中部ふるさと広域連合障害支援区分審査会が行う審査及び判定の結果に基づいて行う。鳥取中部ふるさと広域連合障害支援区分審査会の審査判定基準は、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条に定めるところによる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第4項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条第2項	障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条
6	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	申請のあった日から60日	福祉課	介護給付費又は訓練等給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第24条に定めるところによる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第24条	
7	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項	申請のあった日から60日	福祉課	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項各号に掲げる場合において、必要と認められる場合に行うことができる。	(特例介護給付費又は特例訓練等給付費) 第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第31条	

8	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項	申請のあった日から60日	福祉課	<p>特定障害者特別給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項に定めるところによる。</p>	<p>(特定障害者特別給付費の支給) 第三十四条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第20条から第21条の2まで</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条から第34条の3まで及び第34条の5</p>	
9	地域相談支援給付費等の相談支援給付の決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の5	申請のあった日から60日	福祉課	<p>地域相談支援給付費及特例地域相談支援給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35各号に定める事項及びサービス利用計画案を勘案して行う。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5</p>			

10	地域相談支援給付等の支給の要否の決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第1項	申請のあった日から60日	福祉課	地域相談支援給付費及特例地域相談支援給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35各号に定める事項及びサービス利用計画案を勘案して行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35		
11	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第2項	申請のあった日から60日	福祉課	地域相談支援給付費及特例地域相談支援給付費の支給決定の変更決定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35各号に定める事項及びサービス利用計画案を勘案して行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の35		
12	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	申請のあった日から60日	福祉課	地域相談支援給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項の規定により行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の51		
13	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項	申請のあった日から90日	福祉課	計画相談支援給付費の支給決定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項の規定により行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の54から第34条の55まで		

14	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条	申請のあった日から90日	福祉課	自立支援医療費の支給認定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項及び第2項において準用する第19条第3項から第5項までの規定により行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条		
15	自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	自立支援医療費の支給認定等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第41条各号に定める事項を勘案して行う。	(支給認定等) 第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受けの必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の規定により受け取ることができるときは、この限りでない。	(支給認定に係る政令で定める基準) 第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元未満であることとする。	2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用(同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

16	自立支援医療機関の選定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第40条	申請のあった日から90日	福祉課	指定自立支援医療機関の選定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第40条に定めるところによる。	(指定自立支援医療機関の選定) 第四十条 市町村等は、法第五十四条第二項の規定に基づき、支給認定に係る障害者等が受けることを希望する自立支援医療の種類に係る同項の指定を受けている指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る第三十五条第一項の申請における同項第七号の事項に係る記載を参考として、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けることが相当と認められるものを、当該支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療(法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)を受ける指定自立支援医療機関として定めるものとする。			
17	自立支援医療費の支給認定変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第2項	申請のあった日から90日	福祉課	自立支援医療費の支給変更認定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項及び第3項において準用する第19条第2項及び第3項から第5項までの規定により行う。	(支給認定の変更) 第五十六条 略 2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。			
18	自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第58条第1項	申請のあった日から30日	福祉課	自立支援医療費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項規定により行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第44条及び第46条		

19	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項	申請のあった日から30日	福祉課	療養介護医療費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条第1項の規定により行う。	(療養介護医療費の支給) 第七十条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第64条の2		
20	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項	申請のあった日から60日	福祉課	補装具費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項及び第4項において準用する第19条第2項から第5項までの規定により行う。	第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の2及び第43条の3		
21	高額障害福祉サービス等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2	申請のあった日から90日	福祉課	高額障がい福祉サービス等給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4及び第43条の5に定めるところによる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4及び第43条の5	介護保険法第二十四条第二項	介護保険法第二十条

22	障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の3第1項	申請のあった日から60日	福祉課	障害児通所給付費の支給については、児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により、児童福祉法施行規則第18条の6第1項各号に定める事項及び第6条の2の2第7項の規定による障害児支援利用計画案を勘案して行う。	児童福祉法第21条の5の3第1項	児童福祉法施行規則第18条の6第1項	児童福祉法施行規則第6条の2の2第7項	
23	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項	申請のあった日から60日	福祉課	特例障害児通所給付費の支給については、児童福祉法第21条の5の4第1項各号に掲げる場合において、必要と認められる場合に行うことができる。	児童福祉法第21条の5の4第1項			
24	障害児通所給付費の支給決定	児童福祉法	第21条の5の5第2項	申請のあった日から60日	福祉課	障害児通所給付費の支給決定については、児童福祉法第21条の5の5第2項の規定により行う。	児童福祉法第21条の5の5第2項			
25	障害児通所給付費の給付要否決定	児童福祉法	第21条の5の7第1項	申請のあった日から60日	福祉課	障害児通所給付費の支給については、児童福祉法第21条の5の7の規定により、児童福祉法施行規則第18条の6第1項各号に定める事項及び第6条の2の2第7項の規定による障害児支援利用計画案を勘案して行う。	児童福祉法第21条の5の7第1項	児童福祉法施行規則第18条の6第1項	児童福祉法施行規則第6条の2の2第7項	
26	障害児通所給付費の支給決定の変更	児童福祉法	第21条の5の8第2項	申請のあった日から14日	福祉課	障害児通所給付費の支給決定の変更承認については、児童福祉法第21条の5の8第2項及び第3項において準用する第21条の5の5第2項、第21条の5の6（第1項を除く。）及び第21条の5の7（第1項を除く。）の規定により、児童福祉法施行規則第18条の6第1項各号に定める事項及び第6条の2の2第7項の規定による障害児支援利用計画案を勘案して行う。	児童福祉法第21条の5の8第2項	児童福祉法施行規則第18条の6第1項	児童福祉法施行規則第6条の2の2第7項	

27	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項	申請のあった日から90日	福祉課	高額障害児通所給付費の支給については、児童福祉法第21条の5の12第1項及び児童福祉法施行令第25条の5及び第25条の6に定めるところにより行う。	児童福祉法第21条の5の12第1項 児童福祉法施行令第25条の5及び第25条の6		
28	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項	申請のあった日から30日	福祉課	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給については、児童福祉法第21条の5の13第1項及び第2項において準用する第21条の5の3から第21条の5の12までの規定により行うことができる。	児童福祉法第21条の5の13第1項		
29	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項	申請のあった日から60日	福祉課	障害児相談支援給付費の支給については、児童福祉法第24条の26第1項の規定により行う。	児童福祉法第24条の26第1項		
30	介護保険被保険者証の交付	介護保険法	第12条第3項	申請のあった日から1日	福祉課		第12条 略 2 略 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。		
31	要介護認定	介護保険法	第27条第7項	申請のあった日から40日	福祉課	介護認定は、介護保険法第27条第5項前段の規定に基づき認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条に定める基準に従い審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。	(要介護認定) 第二十七条 略 7 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。		

32	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第4項前段において準用する第27条第7項	申請のあった日から40日	福祉課	要介護認定の更新は、介護保険法第28条第4項において準用する第27条第5項前段の規定に基づき認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条に定める基準に従い審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。	(要介護認定の更新) 第28条 略 4 前条(第八項を除く。)の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。			
33	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第2項前段において準用する第27条第7項	申請のあった日から40日	福祉課	要介護状態区分の変更の認定は、介護保険法第29条第2項前段において準用する第27条第5項前段の規定に基づき認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条に定める基準に従い審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。	(要介護状態区分の変更の認定) 第二十九条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 2 第二十七条及び前条第五項から第八項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。			

34	要支援認定	介護保険法	第32条第6項前段	申請のあった日から40日	福祉課	<p>支援認定は、介護保険法第32条第4項前段の規定に基づき認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条に定める基準に従い審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。</p>	<p>(要支援認定) 第三十二条 略 4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べる事ができる。</p> <p>一 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項 二 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス若しくは第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項</p>			
35	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第4項前段において準用する第32条第6項	申請のあった日から40日	福祉課	<p>要支援認定の更新は、介護保険法第33条第4項前段において準用する第32条第4項前段の規定に基づき認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条に定める基準に従って審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。</p>				

36	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第2項前段において準用する第32条第6項	申請のあった日から40日	福祉課	要支援状態区分の変更の認定は、介護保険法第33条の2第2項前段において準用する第32条第4項前段の規定に基づき認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条に定める基準に従って審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。			
37	居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第41条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	(居宅介護サービス費の支給) 第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。			
38	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	特例居宅介護サービス費の支給については、介護保険法第42条第1項の規定に該当することを基準とする。 (特例居宅介護サービス費の支給) 第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。 一～四 略			

39	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の2第1項	申請のあった日から90日	福祉課	地域密着型介護サービス費の支給については、介護保険法第42条の2第1項に該当することを基準とする。	(地域密着型介護サービス費の支給) 第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。))に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)			
40	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項	申請のあった日から90日	福祉課	特例地域密着型介護サービス費の支給については、介護保険法第42条の3第1項に該当することを基準とする。	(特例地域密着型介護サービス費の支給) 第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。 一 ～三 略			

41	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第42条の2第1項	申請のあった日から90日	福祉課	指定地域密着型サービス事業者の指定については、三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年三朝町条例第22号)の基準を満たすことを基準とする。	(地域密着型介護サービス費の支給) 第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。))に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)			
42	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	居宅介護福祉用具購入費の支給については、介護保険法第44条第2項に該当することを基準とする。	(居宅介護福祉用具購入費の支給) 第四十四条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。	2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。		
43	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	居宅介護住宅改修費の支給については、介護保険法第45条第2項に該当することを基準とする。	(居宅介護住宅改修費の支給) 第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。			

44	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第46条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	居宅介護サービス計画費の支給については、介護保険法第46条第1項の規定に該当することを基準とする。	(居宅介護サービス計画費の支給) 第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。			
45	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	特例居宅介護サービス計画費の支給については、介護保険法第47条第1項の規定に該当することを基準とする。	(特例居宅介護サービス計画費の支給) 第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。 一～三 略			
46	施設介護サービス費の支給	介護保険法	第48条第1項	申請のあった日から90日	福祉課		(施設介護サービス費の支給) 第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。			
47	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	特例施設介護サービス費の支給については、介護保険法第49条第1項の規定に該当することを基準とする。	(特例施設介護サービス費の支給) 第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。 一及び二 略			

48	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	<p>高額介護サービス費の支給は、介護保険法第51条第1項の規定に該当することを基準とする。</p>	<p>(高額介護サービス費の支給) 第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者</p>			
49	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2第1項	申請のあった日から90日	福祉課	<p>高額医療合算介護サービス費の支給は、介護保険法第51条の2第1項の規定に該当することを基準とする。</p>	<p>(高額医療合算介護サービス費の支給) 第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p>			

50	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3	申請のあった日から90日	福祉課	<p>特定入所者介護サービス費の支給は、介護保険法第51条の3第1項の規定に該当することを基準とする。</p>	<p>(特定入所者介護サービス費の支給) 第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、</p>			
51	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4	申請のあった日から90日	福祉課	<p>特例特定入所者介護サービス費の支給は、介護保険法第51条の4第1項の規定に該当することを基準とする。</p>	<p>(特例特定入所者介護サービス費の支給) 第五十一条の四 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。 一及び二 略</p>			

52	介護予防サービス費の支給	介護保険法	第53条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	介護予防サービス費の支給は、介護保険法第53条第1項の規定に該当することを基準とする。	(介護予防サービス費の支給) 第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特例介護予防サービス費の支給)			
53	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	特例介護予防サービス費の支給は、介護保険法第54条第1項の規定に該当することを基準とする。	(特例介護予防サービス費の支給) 第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。 一～四 略			

54	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の2第1項	申請のあった日から90日	福祉課	<p>地域密着型介護予防サービス費の支給は、介護保険法第54条の2第1項の規定に該当することを基準とする。</p> <p>(地域密着型介護予防サービス費の支給) 第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。))に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p>			
55	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項	申請のあった日から90日	福祉課	<p>特例地域密着型介護予防サービス費の支給は、介護保険法第54条の3第1項の規定に該当することを基準とする。</p> <p>第五十四条の三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。 一～三 略</p>			

56	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第54条の2第1項	申請のあった日から90日	福祉課	指定地域密着型サービス事業者の指定については、三朝町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年三朝町条例第22号)の基準を満たすことを基準とする。	(地域密着型介護予防サービス費の支給) 第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。))に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者(介護予防福祉用具購入費の支給)			
57	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項	申請のあった日から90日	福祉課		(介護予防福祉用具購入費の支給) 第五十六条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給			

58	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第58条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	介護予防サービス計画費の支給は、介護保険法第58条第1項の規定に該当することを基準とする。	(介護予防サービス計画費の支給) 第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。			
59	特例介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第59条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	特例介護予防サービス計画費の支給については、介護保険法第59条第1項の規定に該当することを基準とする。	(特例介護予防サービス計画費の支給) 第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。 一及び二 略			
60	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項	申請のあった日から90日	福祉課	高額介護予防サービス費の支給については、介護保険法第61条第1項の規定に該当することを基準とする。	(高額介護予防サービス費の支給) 第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス			

61	高額医療合算介護 予防サービス費の 支給	介護保険法	第61条の2 第1項	申請のあった 日から90日	福祉課	高額医療合算介護 予防サービス費の支 給については、介護 保険法第61条の2第 1項の規定に該当す ることを基準とする。	第六十一条の二 市町村は、 居宅要支援被保険者の介護予 防サービス利用者負担額(前条 第一項の高額介護予防サービ ス費が支給される場合にあつて は、当該支給額に相当する額を 控除して得た額)及び当該居宅 要支援被保険者に係る健康保 険法第十五条第一項に規定 する一部負担金等の額(同項 の高額療養費が支給される場 合にあつては、当該支給額に相 当する額を控除して得た額)そ の他の医療保険各法又は高齢 者の医療の確保に関する法律 に規定するこれに相当する額と して政令で定める額の合計額 が、著しく高額であるときは、 当該居宅要支援被保険者に対 し、高額医療合算介護予防			
62	特定入所者介護予 防サービス費の支 給	介護保険法	第61条の3 第1項	申請のあった 日から90日	福祉課	特定入所者介護予 防サービス費の支給 については、介護保 険法第61条の3第 1項の規定に該当す ることを基準とする。	(特定入所者介護予防サービス 費の支給) 第六十一条の三 市町村は、 居宅要支援被保険者のうち所 得及び資産の状況その他の事 情をしん酌して厚生労働省令で 定めるものが、次に掲げる指定 介護予防サービス(以下この条 及び次条第一項において「特定 介護予防サービス」という。)を 受けたときは、当該居宅要支援 被保険者(以下この条及び次条 第一項において「特定入所者」 という。)に対し、当該特定介護 予防サービスを行う指定介護予 防サービス事業者(以下この条 において「特定介護予防サービ ス事業者」という。)における食 事の提供に要した費用及び滞 在に要した費用について、特定 入所者介護予防サービス費を 支給する。ただし、当該特定入 所者が、第三十七条第一項の 規定による指定を受けている場 合において、当該指定に係る種 類以外の特定介護予防サービ スを受けたときは、この限りでな			
63	特例特定入所者介 護予防サービス費 の支給	介護保険法	第61条の4 第1項	申請のあった 日から90日	福祉課	特例特定入所者介 護予防サービス費の 支給については、介 護保険法第61条の3 第1項の規定に該当 することを基準とす る。	(特例特定入所者介護予防 サービス費の支給) 第六十一条の四 市町村は、 次に掲げる場合には、特定入 所者に対し、特例特定入所者 介護予防サービス費を支給す る。			